

とこまるデザイン使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みえスポーツ応援マスコット「とこまる」のデザイン（以下、「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(デザインの使用に関する権利)

第2条 デザインの使用に関する一切の権利は、三重県（以下「県」という。）に属する。

(使用料)

第3条 デザインの使用は、無料とする。

(デザインの使用の申請)

第4条 デザインを使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ「とこまるデザイン使用許可申請書（様式第1号）」を三重県知事（以下「知事」という。）に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、デザインをアレンジすることなく使用するときは、この限りでない。

- (1) 県および県が構成メンバーとなっている団体または県内の地方公共団体が使用するとき。
- (2) 公益財団法人三重県スポーツ協会、県内の市町スポーツ協会またはこれらに加盟する競技団体等が使用するとき。
- (3) 保育所または学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校が使用するとき。
- (4) スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条に基づき委嘱されたスポーツ推進委員が、その活動のため使用するとき。
- (5) みえ広域スポーツセンターが承認した総合型地域スポーツクラブが、その活動のため使用するとき。
- (6) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (7) その他知事が適当と認めるとき。

(デザイン使用の許可)

第5条 知事は、前条の規定による許可申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を許可するものとする。

- (1) 県の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 「デザインガイドマニュアル」に従って使用しないおそれのあるとき。

- (3) ところまるのキャラクターイメージを傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。
 - (4) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、または使用するおそれのあるとき。
 - (5) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
 - (6) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれがあるとき。
 - (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者であると認められるとき。
 - (8) 使用目的が明らかでないとき。
 - (9) その他知事が不相当と認めるとき。
- 2 前項の規定による許可は、許可番号を付した上で「ところまるデザイン使用許可書（様式第2号）」をもって行うものとする。

（使用上の遵守事項）

第6条 前条の許可を受けてデザインを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途にのみ使用し、許可条件に従うこと。
- (2) 使用権を第三者に譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。（デザインガイドマニュアル参考）
- (4) 原則として、デザインを使用する物件に「みえスポーツ応援マスコット『ところまる』」と表記すること。ただし、その形状等から表記することが困難な場合は、この限りでない。
- (5) 前号の規定に関わらず、別に定めのあるものについては、その定めるところによる。
- (6) デザインを使用する物件の完成見本を速やかに知事に提出すること。
- (7) デザインを使用した物件について、商標および意匠登録の出願をしないこと。
- (8) 当該物件の使用に当たっては、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。事故等が発生した場合は、誠意をもって必要な措置を講じた上、直ちに知事に報告すること。なお、当該物件を原因とする事故に対しては、県は一切の責任を負わない。

（許可内容の変更）

第7条 使用者が、許可された内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「ところまるデザイン使用内容変更申請書（様式第3号）」を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 知事は、使用を許可した内容の変更を許可するときは、「ところまるデザイン使用内

容変更許可書（様式第4号）」により、当該使用者に通知するものとする。

3 第1項の申請については、第4条から前条までの条項を準用する。

（使用実績の報告）

第8条 使用者は、デザインを使用した物件が完成した後、速やかに当該完成品一式を添えて「とこまるデザイン使用実績報告書（様式第5号）」を知事に提出しなければならない。ただし、当該完成品の提出が困難なものについては、その写真をもって代えることができるものとする。

（調査等）

第9条 知事は、使用者に対し、デザインの使用状況について調査を行い、または、その使用を証する資料の提出を求めることができる。

（違反に対する処置）

第10条 知事は、デザインの使用がこの要綱および許可内容に違反していると認められるときは、使用方法の変更を求め、または当該許可を取り消し、当該許可に係る物件の回収を命ずることができる。

2 前項の規定による許可の取り消しは、「とこまるデザイン使用許可取消書（様式第6号）」をもって行うものとする。

3 第1項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件を使用してはならない。

4 第1項の規定により当該許可に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許可に係る物件を回収しなければならない。

5 知事は、許可を得ずにデザインを使用している者または使用しようとしている者に対して、そのデザインの使用停止および使用に係る物件の回収を求める等適切な措置をとることができる。

6 知事は、前各項の規定による許可の取り消し等により使用者等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（経費等の負担）

第11条 県は、この要綱による使用許可の申請に要した費用およびデザイン使用の実施に係る経費または役務を負担しない。

2 県は、デザインの使用に係る損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、デザイン使用上の取扱いについて必要な事項

は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月12日から施行する。

別記（第6条第5号関係）

1 第44回全国豊かな海づくり大会

令和7年10月に三重県で開催される第44回全国豊かな海づくり大会においては、デザインを使用する物件に「みえスポーツ応援マスコット『とこまる』」と表記する代わりに下記名称を下記期間使用することができる。

名称：第44回全国豊かな海づくり大会応援マスコット「とこまる」

期間：令和5年10月12日～令和8年3月31日